



暮らし関連情報

楡葉町の本格除染は、生活圏の除染特別地域を実施中!!

環境省は、特別地域内除染実施計画に基づき、住民の皆様が1日も早いご帰還を目指し、仮置き場・一時保管所の確保や除染業務の発注に必要な情報が整った地域から、本格除染の発注を行っています。

楡葉町において、国が除染を行う除染特別地域の本格除染を9月から実施しています。

「上繁岡工区仮置き場」



除染作業の様子：
作業員が手作業で瓦を拭き取っています。

平成24年度の対象となるのは同町の14行政区です。住宅の裏山など、生活圏から20m以内の森林から除染を始めました。さらに10月中旬からは、住宅の除染を実施しています。

建物の屋根や壁の拭き取り、1軒あたり約1週間をかけて除染をしています。

「楡葉町の皆様が帰ることができ環境づくりのために、とにかく除染作業を進めていきたい。」

環境省福島除染推進チーム
小沢晴司次長



除染に欠かせない仮置き場については、設置予定の土地を所有する方々の同意をいただき、10月時点での計画より1ヵ所多い9ヵ所で設置に向けた作業を進めています。また、楡葉町の仮置き場の設置は行政区ごとに行われ、そのうちの1つ上繁岡地区では仮置き場を完成中で、11月中旬に完成、稼働する見込みです。

楡葉町の本格除染は、1日あたり最大作業員数約2千人の作業体制で、今後道路や農地の除染も順次進めています。残りの行政区についても平成25年度末までに終了する予定で取り組んでいます。

<福島再生除染活動レポートより>



詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。

http://josen-plaza.env.go.jp/info/rebirth/rebirth_21.html



「事業者への優遇税制」パンフレットを掲載!!

手続きは、現在の事業年度中に!!

(個人事業者の方は12月までに)

福島県は、「事業者への優遇税制」について、わかりやすいパンフレットを作成し、県のホームページに掲載しました。

このパンフレットは、県地方振興局や市町村の商工担当課、県内21の郵便局でもお配りしています。

(事業者が満たすべき要件については、パンフレットでご確認ください。)

パンフレットは、「避難解除区域における課税の特例」と「復興特区制度による課税の特例」についての2種類です。



お問い合わせ先



福島県
ホームページ

事業者への優遇税制

サイト内検索



「ふれあいニューズレター」バックナンバーのご案内

過去の「ふれあいニューズレター」につきましては、以下のアドレスよりご覧いただくことが可能です。ぜひご覧ください。<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>